
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025 年 7 月 31 日

Contents

I. 【メキシコ】メキシコの競争法の改正

I. 【メキシコ】メキシコの競争法の改正

1.はじめに

2025 年 6 月 30 日、メキシコの競争法である Ley Federal de Competencia Económica(「連邦経済競争法」)の改正が国会で承認され、2025 年 7 月 17 日に交付された。本改正は以下の記載のとおり、規制当局の変更、企業結合審査の条件及び手続の変更並びに制裁金の増加等を含む大幅な改正である。本稿では、改正内容の要点を旧法にも触れつつ簡潔に解説する。詳細については、施行規則やガイドラインの公表等を待って別稿にて解説する予定である。

2.規制当局

旧法の下では、連邦経済競争法上の規制当局は原則として連邦経済競争委員会(Comisión Federal de Competencia Económica(通称「COFECE」))であるが、放送・電気通信分野に関しては連邦通信機構(Instituto Federal de Telecomunicaciones(通称「IFT」))が規制当局であり連邦経済競争法が COFECE に与えている権能を代わって行使することとされていた。

改正法の下では、Comisión Nacional Antimonopolio(通称「CNA」)が新たな規制当局として新設され、COFECE 及び IFT が従前行使していた競争法上の権限を行使することとなる。CNA は、事業者が連邦経済競争法の順守のために策定するコンプライアンスプログラムを承認する権限も有する。承認の効果は 3 年間有効であり、CNA は承認されたコンプライアンスプログラムの存在を制裁の軽減要素として考慮することができる。

3.企業結合規制

メキシコでも、連邦経済競争法において企業結合規制が設けられている。例えば、企業間の合併や買収等は旧法の下でも事前届出義務、調査及び制裁の対象となりえた。

改正法の下では、事前届出義務を生じさせる金額条件や株式等取得割合条件が引き下げられた。また、従前はメキシコ法人の支配権またはメキシコ国内の資産等の取得を伴わない一定の国外取引の場

合には金額条件等を満たしていても届出義務が生じないとする例外規定が存在したが、かかる例外規定が削除された。これにより、企業結合に伴う事前届出が必要となる可能性が高まるといえる。

一方で、旧法の下では、届出またはすべての追加情報等を受領した日から原則として 60 営業日以内に企業結合審査の判断が下されることとなっていたのに対して、改正法の下では原則として 30 営業日以内に企業結合審査の判断が下されることとなった。また、旧法の下では事案が例外的に複雑な場合には、審査当局が追加で 40 営業日まで延長できるとされていたのに対して、改正法の下では CNA が追加延長できるのは 20 営業日までと短縮された。これらの改正により、審査の迅速化が期待される。

4. 制裁金の増加

改正法は各違反行為に対する制裁金も引き上げる形で変更した。例えば、価格カルテルや入札談合等のような絶対的独占的行為に対しては、旧法の下では最大で違反者の 1 年間の売上の 10% の制裁金が課されるとしているのに対して、改正法の下では最大で違反者の 1 年間の売上の 15% の制裁金が課される。また、事前届出が必要であるにも関わらず事前届出がなされないまま企業結合が実行された場合には、旧法の下では最大で違反者の 1 年間の売上の 5% の制裁金が課されるとしているのに対して、改正法の下では最大で違反者の 1 年間の売上の 8% の制裁金が課される。その他の違反行為に対する制裁金の上限も全般的に引き上げられている点に注意が必要である。

5. 秘匿特権

事業者と弁護士との間で交わしたメールその他文書が保護されるか、いわゆる秘匿特権がメキシコで認められるのかが実務上重要であるところ、2019 年 9 月 30 日、COFECE は秘匿特権に関する規則を定め、秘匿特権を一定程度認めるに至っていた。さらに、2021 年 8 月 24 日に、かかる規則が改正されるなど、メキシコでも秘匿特権に関する議論が進展していた。

改正法の下では、秘匿特権が連邦経済競争法上も明確に規定された。具体的には、事業者と外部弁護士との間で交わしたメールその他文書は証拠排除の対象となる。これに対して、企業内弁護士と交わした連絡等は秘匿特権による保護の対象とはならない点に留意が必要である。

6. 結語

今般の連邦経済競争法の改正は上記の各改正点に加え、リニエンシー制度や確約手続のような実務上重要な制度のルールの変更も伴う改正であり、近年のメキシコの法制度の改正の中でも最重要の改正の一つと評価できる。これから公表される施行規則等の内容を含め、今後の動向が注目に値する。

【メキシコ】
弁護士 西山洋祐

【セミナー】

✂ 琴浦諒弁護士が AMT 主催のセミナーにて講演を行います。

2025 年 8 月 28 日(木)11:00-12:00

「インド法務最新情報アップデート」

会場:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス 名古屋市中村区名駅 4-7-1 ミッドランドスクエア 13 階

お申込み:https://lp.amt-law.com/evreg250828_0135.html (締切:8 月 26 日)

【お問い合わせ】

nagoya-seminar@amt-law.com

2025 年 8 月 29 日(金)13:30-14:30

「インド法務最新情報アップデート」

会場:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 大阪オフィス 大阪市北区大深町 3 番 1 号 グランフロント大阪タワーB 24 階

お申込み:https://lp.amt-law.com/evreg250829_0137.html (締切:8 月 26 日)

【お問い合わせ】

osaka-seminar@amt-law.com

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。